

日本建築学会 会誌編集委員会 御中

「建築雑誌」2020年11月号特集11＜建築文化遺産—未来へのまなざし＞について

高橋和生

正会員 NO.9224342

2006～2007年日本建築学会東海地区代議員

デザインオフィス タック代表 電話052-508-8659

私は、名古屋市長・河村たかしが選挙公約とした「現在のコンクリート天守を壊して、木造で天守を復元する事業」に2015年6月の当初から反対してきました。旗印は「400年前に遡って復元された木造天守は危険な違法建築であり、建てられない」と「現天守は戦後復興市民のシンボルだ」です。

2年前司法に、私たちは「名古屋市は基本設計業務が終わっていないのに、基本設計料8億4千万円を、2018年3月、竹中工務店へ全額支払った。この支払は不当だ。」と訴えたのですが、この11月5日に判決が降り全面敗訴でした。「文化庁の了解が取れていない名古屋市の木造天守案は、＜法令上の諸条件の調査及び関係官庁と打ち合わせをして設計建物の法適合の確認を取れ＞と建築士法、告示15号に定められた基本設計業務を果たしていない」との私たちの指摘は認められませんでした。

上告するのに頭を抱えていたところ、建築雑誌11月号、巻頭にく名古屋城天守の復元の問題では、現代建築であるにも関わらず、バリアフリーの軽視をはじめ、あたかも「歴史的建造物」であるように誤読され、＞とあり、運動の助けとなるかと期待して読んだのですが、論考の中に名古屋城問題はなく、論考を読み進んでも、誤読とは何を誤読したのか？誰が、誤読したのか？主語と目的語は最後までわかりませんでした。そして、ますます頭を抱えることになりました。

私は、昭和50年に、名古屋工業大学内藤昌研究室の端で、先生の復元的研究「復元 安土城」を見ており、建築史、都市史の学徒であると68歳の今も自認しています。

私の混乱の原因は、海野さん、松田さん、石川さん、



小林さん、矢野さんが「歴史的建造物」の語句をそれぞれ用いられているのですが、これが指す「建造物」が猥としてよくわからないのです。

また、巻頭に、文化庁の基準「復元的整備」による復元された現代建築、首里城（鉄筋コンクリート造 5 棟、木造 1 棟）がノートルダム大聖堂と同列で「文化遺産」と書かれている事も間違いとだと思います。

人文社会学の松田さんの論考では「よい」のようですが、他の田代さん、小林さん、矢野さんの「歴史的建造物」の論考事例から見ると、巻頭文は市井の人向けに書いている新聞記者と同様の認識であり、文化庁の文化行政「世界遺産」「日本遺産」の意を受けて史跡の上のレプリカを「建築文化遺産」とあえて紛らわしているのではないかと。日本建築学会の「建築雑誌」としてはこれでは説明不足であり、不適切だと思います。

ここに私の考える名古屋城問題を引き合いにして、提案します。その後の指摘は提案をまとめる前のメモ、読書感想文です。長くなるので結論の提案を先に書きます。

提案

2017年3月25日、国交省は「歴史的建築物」、国宝、重要文化財に至らないレベルであるが、今に残っており今後も残すべき建築物を「歴史的建築物」と定義し、その建築物を「建築基準法の適用除外」にする道筋を作りました。対象建築はまずは「登録有形文化財」であり、文化財に至らない「重要伝統的建造物群保存地区」の景観を保持する建築物です。「歴史的建造物」ではありません。「築」と「造」が違います。

この解説を「建築雑誌」の2ページを使い、是非紹介いただきたい、これが提案です。

●歴史的建築物と建築基準法について の通達

歴史的建築物と建築基準法について

平成29年3月25日

国土交通省 住宅局 建築指導課

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建築基準法（昭和25年法律第201号）の目的

国土交通省

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（建築基準法における技術基準の基本的な考え方）

・国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保など、遵守すべき最低の基準を定めている。

・国宝や重要文化財を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用されている。

・建築する建築物が建築基準法に適合しているかどうかは、建築主等が行う建築確認・検査の手続きによって担保される。
したがって、建築主等が適確な審査を実施できるよう、建築基準法の技術基準は、事前に明らかにされていなければならない。

建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外について

国土交通省

施行制度の概要（法第3条第1項第3号）

①国宝や重要文化財等は、我が国における貴重な文化的遺産であり、法的に現状変更の規制及び保存のための措置が義務付けられることから、建築基準法を適用除外にしている。
②有形登録文化財その他の歴史的建築物については、地方公共団体が文化的な価値を活かすため、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外できるとしている。



制度の適用状況

- 7 自治体（川崎市、横浜市、鎌倉市、京都市、兵庫県、神戸市、福岡市）において独自条例を制定
- 建築基準法の適用除外とした事例は、3 自治体 11 件（京都市 7 件、神戸市 2 件、横浜市 2 件）
- 6 自治体（小田原市、藤沢市、富岡市、豊岡市、射水市、水見市）において条例の制定を検討中

建築基準法の適用除外について

国土交通省

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2・3 （略）

橋、鳥居、石垣などを含まない「建築物」であり、工作物も含む「建造物」でないだけでなく、文化庁の「史跡の上に建てて良い歴史的建造物の復元に関する基準」を意識しています。その証拠は前文の「国宝や重要文化財等をのぞき、建築基準法に定める技術基準はすべての建築物に適用」です。すなわち、文化庁の＜史実に忠実な「歴史的建造物の復元」は、建築基準法3条1項4号によって法適用除外される。＞としている事への警告です。

この警告には名古屋城天守木造化事業も含まれます。「年間400万人、一時に2500人を入れて儲かるから建設費は借金で可能だ」という木造天守を「法適用除外」などにしてはいけません。遺跡の上に建てる新築のレプリカ、巨大な木造建築には、不特定多数の客の為に「法同等の安全」を図らないといけません。

政府は「観光立国」と宣言し、2008年に通称：歴史まちづくり法を作ったのですが、文化財保護法に基づく保護がなされているものをのぞき、現状変更規制や支援措置がないので、所有者の変更や相続の際に取り壊されることが続き「歴史的風致形成建造物制度」の活用が進まない事から、2017年安倍内閣から国交省は叱咤を受けて「歴史的建築物と建築基準法について」が生れ、2019年には文化財保護法の改正がされました。

今回の巻頭では「文化遺産が転機を迎えた。文化財保護法の改正にともなって保存から活用に軸足を移す方針が強く打ち出された。」とありますが、その内容について追及されていません。改正の目玉は2つ、①文化財は地方の教育委員会の管轄でしたが、市長直轄の組織でもって観光等に利活用せよ。②地方で人材と資金を持て、まかせる。人材については国から助言をする用意がある。と、どちらも地方任せがポイントです。年間1000億円の予算しかない文化庁に木造天守復元の資金などはありません。

名古屋市には大学があり先生を中心に会議体がありますが、木造の改修設計の知識をもつ設計事務所は少なく、また、少ない投入資金では事務所は儲からないので、制度活用は進みません。2016年に名古屋市有松がようやく「重要伝統的建造物群保存地区」になりましたが、河村市長の並々ならぬ努力と税金の投入が行われてのことでした。ものづくり基地として財力がある名古屋だからこその事であり、地方の小都市では大変です。

今回の「建築雑誌」の特集「建築文化遺産」の名づけは、「世界遺産」からの連想が明確ですが、いかにもフランス人らしい知恵「世界遺産」への日本の傾倒、その内実が書かれていません。平城京、首里城は共に「世界遺産」ですが、文化財保護法では「史跡」指定だけです。新築レプリカは文化財保護法では無指定ですので「世界遺産」の指定もされていません。しかし、この特集では、首里城の新築レプリカを「建築文化遺産」としています。日本建築学会の「建築雑誌」ならば、文化庁の方針＜「往時の体験ができる」新築レプリカは「史跡の本質的価値」であるので史跡の上に復元することを推奨する。＞こと

「史跡の上に復元することはありだ。」と平城京の復元を、世界遺産の奈良宣言、考古学者の生きがいから「文化庁月報」で主張した矢野和彦課長は、この10月に文化庁役人トップの次長に就任しました。彼へのインタビューは必ず必要です。

奈良は元内務官僚の「天皇制の誇示」発意から、沖縄の琉球王国への誇りは「米軍基地への償い」から、国が建設資金を出し国交省の都市公園として管理されています。熊本城天守の修繕120億円も国交省が出しています。文化庁ではありません。

「登録有形文化財」は、届け出制と指導・助言を基本としており、その町屋に住みつつ建築を維持するのは大変です。「緑色の「登録有形文化財」の看板を貼ってあげるから誇りを持て。」と言われても、先立つ物がなければ一般の見学も建築保全もできません。この制度設計には無理があります。文化庁は文化行政をするだけで、文化保持の金を政府から持たされていません。しかし、わずかでも誇りを持っていただけるように、年に1回は開放することをお願いし、市井の学会会員が手弁当で案内役を買って出ています。

日本陶磁器センター 名古屋市中区栄 名古屋市	中村公園記念館・豊頌軒 名古屋市中区南 名古屋市	日本福音ルーテル復活教会 名古屋市中区南 名古屋市	布池教会 名古屋市中区南 名古屋市	川原田家住宅 New 名古屋市中区南 名古屋市
--	--	---	---	---

日本建築学会の会員は減少の一途です。人口は減少し、生産は海外移転し、縮むゆく日本ですので、建築そのものにかつての活況がないので致し方ありません。が、建築産業がなくなる事はありません。日本建築学会には建築文化へのさらなる寄与が求められます。

「建築雑誌」は、学会と一般会員をつなぐ唯一の手段です。高名な学者先生の論文はもちろん有益なのですが、同時に地に足をつけた会員の日頃の活動の話を入れず「建築文化遺産」と頭でっかちの言葉によって未来を語るのは片手落ちです。腰原さん、小林さんのお仕事、特に国宝旧富岡製糸場は私も見て大変素晴らしい仕事をされたと感じましたが、これは本物の文化財修理です。制度設計だけをしても実際の「活用」は大変難しいです。私の提案は、国交省の役人が書くのではなく、役人から成功例を聞き出し、その当事者であった学会会員に是非書いてもらいたいです。

指摘の1

名古屋城問題は「歴史的建造物」に根幹があります。その復元においては、建築基準法、消防法、バリアフリー法は無視してよい、を今もって名古屋市は市民に説明できていません。名古屋市、文化庁のそれぞれの役人は、2015年から5年かけても、いまだに市長

●市民説明会資料、文化庁は「名古屋城木造天守の復元」に期待

2.4 天守閣木造復元についての文化庁の正式な見解

- ・天守の再建については、整備主体である地元の自治体がどのような内容の整備を行うか考えることが第一
- ・その上で、天守を復元する場合は、原則として材料等は同時代のものを踏襲する必要があるが、それ以外の可能性を排除するものではない
- ・名古屋城天守閣については、往事の資料が十分そろっていることを踏まえ、いわゆる復元検討委員会において木造によるできうる限り史実に忠実な復元をすべきとの意見が出される可能性が極めて高いと考えられる

注 文化庁長官の回答（平成27年6月22日）

●コンペ要綱に入っていた「歴史的建造物」の復元

(6) 特別史跡における条件
文化庁で定める下記基準による。

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準

平成27年3月30日
史跡等における歴史的建造物の
復元の取扱いに関する専門委員会

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

の公約「木造天守復元」の端緒にもつけず、サボタージュに入っています。

河村市長が2015年12月の市民説明会で「復元した木造天守は新品だが、100年後には国宝になる。ホンモノの歴史的建造物だ。文化庁もそういつてい。人がぎょうさん来る。」と述べたので、コンペ要綱を調べたのでした。名古屋城木造天守のゼネコン設計施工のコンペ要綱に、文化庁からの「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」が入っており、これが私の「歴史的建造物」という語句の初見でした。

河村市長の言い方ですと、新品で

あっても「史実に忠実に復元」すれば、ホンモノの文化財になるようでしたが、違いました。コンペ要綱では、「史跡等における（の上に建てて良い）歴史的建造物の復元に関する基準」に従い、今は遺跡の上に残っていなくても、空襲で燃えた国宝・名古屋城は「歴史的建造物」であり、文化庁のこの基準にそって「史実に忠実に復元」をすれば、文化財ではないですが、建築基準法3条1項4号により「法適用除外」がされ、木造6階建て延べ床5500㎡の違法建築・復元木造天守は、「法適用除外」という建築基準法の枠の中にあり、建てられるということでした。

建築基準法第3条1項1号 文化財保護法（昭和二十五年）の規定によって国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又・・・として指定された建築物。

4号 第1号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの①原形（国宝名古屋城）を再現する建築物で、②特定行政庁（名古屋市）が③建築審査会の同意を得て④その原形の再現がやむを得ないと認めたもの。

2004年に愛媛県が大洲城天守を遺跡の上に復元してから2018年の名古屋城本丸御殿復元まで、昭和34年に作成したこの法文を拡大解釈し「法適用除外」の建物を文化庁は幾つも認めてきていたのです。熊本城飯田丸5階櫓、一本足の角石だけで残って有名ですが、これもこの文化庁の基準による新築であり、伝統木軸工法の上物は当初は残りましたが、石垣が壊れてしまい壊されました。現代建築としては杭を打つべきでしたが、杭は史跡破壊となるので打たなかったのでしょう。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課に文化庁との手続きを聞くと「文化庁審議会で復元・木造天守が描かれた＜史跡の現状変更＞が認められれば、「史跡」すなわち文化財保護法下にあるものとなり＜法の適用除外＞となる。」でした。

■2015年12月に、名古屋市は国交省が新たに6月に定めた「技術提案・交渉方式」という、ゼネコンに設計施工一式で委託するコンペを行いました。コンペ要綱には、審査委員に選定された有識者の意見も反映され、「史実に忠実な復元」であると同時に「法同等の安全」も図れとあり、竹中工務店の提案したハイテク木造仕様、金額505億円以下、2020年夏オリンピックまで

●コンペの審査委員名簿

ア 名古屋城天守閣整備事業に係る学識経験者の意見聴取

技術提案書の審査等について、本市は学識経験者から意見聴取を実施する。学識経験者は、中立かつ公正な立場で技術提案書の審査を行う。

意見聴取を行う学識経験者（以下、評価委員）は、次のとおり。（五十音順）

評価委員：大森 文彦 東洋大学教授／弁護士

小野 徹郎 名古屋工業大学名誉教授／

公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長

片岡 靖夫 中部大学名誉教授

川地 正教 川地建築設計室主宰／中部大学非常勤講師

瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授

麓 和善 名古屋工業大学大学院教授

古阪 秀三 京都大学教授

三浦 正幸 広島大学大学院教授

に木造天守竣工の工程が、安藤・ハザマの、より金額は安い「法同等の安全は管理で行って欲しい」より優位だ、と審査員に認められました。

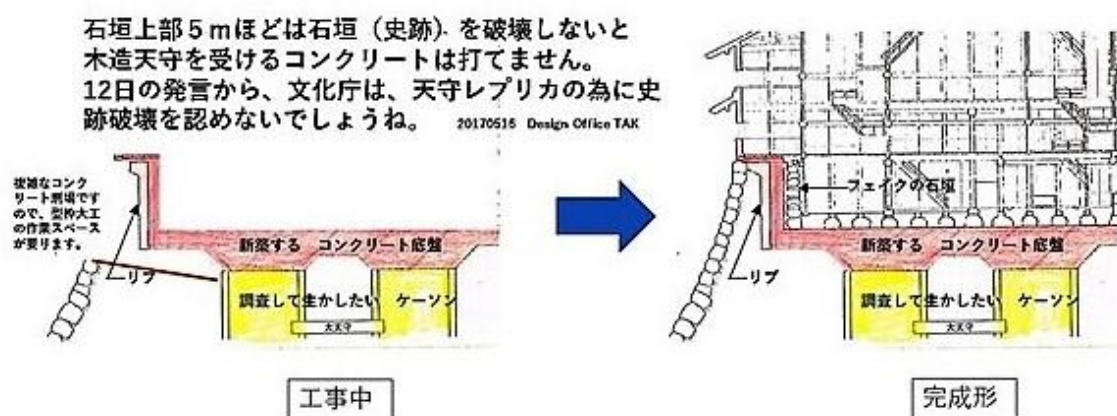
■2016年6月、名古屋市は竹中工務店の案を市民2万人に送りアンケートをとったところ、7500人から回答があり、2020年夏オリンピックまでに竣工は2割、耐震改修が良いが2割、いずれは木造天守復元だが急がなくて良いが4割でした。議会から「急がなくて良い。市長は税金を投入しない、儲かるから借金で行うというが、50年かけての返済など信じられない。」と反発があり、4月の市長選前の2017年3月に、2022年末に木造天守竣工と2年延ばして、天守木造化予算は議会を通りました。

■2017年5月、河村市長の3選が決まり、市長公約の「木造天守復元」の契約が竹中工務店となされ、木造天守復元推進のための名古屋市天守閣部会の構成員が、コンペの審査員から、お一人を除き、横滑りで集められました。

●名古屋市天守閣部会構成員

瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授 座長
小野 哲朗 名古屋工業大学名誉教授 副座長
片岡 靖夫 中部大学名誉教授
川地 正数 川地建築設計室主宰
西形 達明 関西大学名誉教授 (土木、遺産)
麓 和善 名古屋工業大学大学院教授
古阪 秀三 立命館大学客員教授 (契約・施工)
三浦 正幸 広島大学名誉教授

オブザーバー 洲崎 和宏 愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐



16年前からある名古屋市石垣部会は、木造天守竣工を優先し、石垣保全を後回しにする木造天守復元案に猛反発をし、名古屋市天守閣部会の座長・瀬口さんが「石垣部会は安全を考えていない。」と発言をして大問題となり、天守閣部会は基礎構造を不問として、上部の木造部分だけの検討を竹中工務店と進めました。

文化庁からは「2012年の名古屋城史跡保存活用計画では、天守閣は耐震改修であっ

令和2年6月
史跡等における歴史的建造物の復元の
在り方に関するワーキンググループ

■2020年6月、文化庁は「鉄筋コンクリート造天守等の老朽化について」の見解（別紙参照）を出しました。

結語は「史跡の活用方策とバランスをとりながら、メンテナンスを行っていくことが望ましい。」です。

私は、名古屋市政クラブに持ち込んだのですが、どこの報道機関も記事に取り上げず、ネットだけで流れています。

名古屋市の意向を報道機関は優先しました。

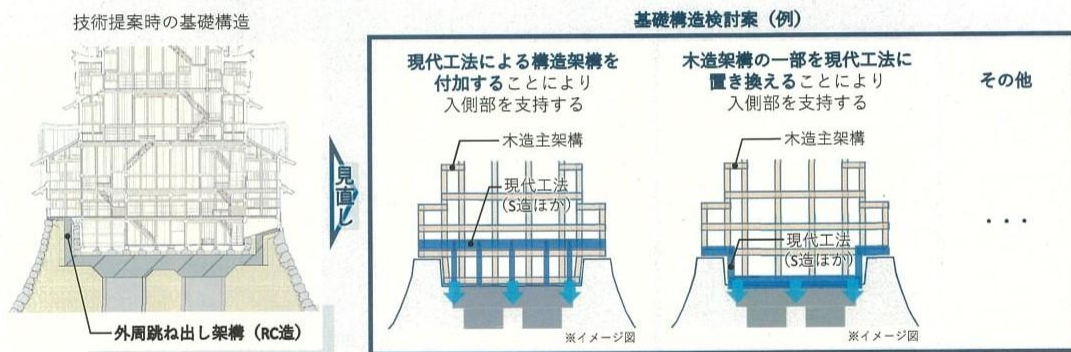
その名古屋市の意向とは、

■2020年9月25日、名古屋市は木造天守の基礎構造案をいくつかあげ、今後有識者と共に検討しなおし、石垣部会の了解を得て「基本構想案」として文化庁に持ち込むと新聞発表しました。新たな竣工日の目論見は2028年末です。

（1）天守基礎構造検討の考え方

- 文化財である天守台石垣に荷重をかけない基礎構造とする
- 文化庁が定める『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』にある「本質的価値を理解する上で不可欠な遺跡の保存に十分配慮したものであること」を遵守する
- 天守台石垣等遺構の保存を前提としたうえで、史実に忠実な復元を行う方針とする

（2）天守入側部の支持方法



（3）今後の進め方

- 上記（1）の考え方を前提に有識者会議に諮りながら基礎構造を決定する

基礎構造については、石垣・埋蔵文化財部会及び天守閣部会に関連する事項であるため、調整会議を設置してご意見を頂くことを想定しています。

資料4

6月の文化庁の見解からは、耐震改修案を作成し、木造復元案と比べて、「木造天守の復元が良い」との市民の了解を得ない事には文化庁に持ち込めないと私は思いますが、「どうせ、木造天守はできないさ。」との役人、有識者の河村市長へのサボタージュですので、河村市長が退任するまではこれで良いとした、のだと私は理解しています。

以上、巻頭のあるく**あたかも「歴史的建造物」であるかのように誤読**＞にこだわり、名古屋城問題の私の知るところを略記しました。

名古屋城本丸御殿は「歴史的建造物」として法適用除外で復元されています。それに比べて、木造天守では、誰が、何を、どのように誤読したのでしょうか。木造天守レプリカの史跡の上への新築は、危険な違法建築であり作れないだけだと思います。ましてや、木造天守の復元の為には登録有形文化財としての価値を十分に持つ現在のコンクリート天守を壊さないといけないのですから、復元はできないと考えます。

私たちの「木造天守反対運動」は、2018年3月に木造天守の基本設計業務が終了しなかったことで、もう終わっています。しかし、日本建築学会の会員が天守閣部会の構成員となり、木造天守復元の推進をし、50億円もの税金の無駄使いをしてしまいました。

建築学会においては「建築文化遺産」「歴史的建造物」と観念的な言葉を振り回す前に、来年再興される熊本城天守、設計が始まった首里城（2026年竣工）、奈良県の「平城京テーマパーク」の運営などの実態調査および問題提起、解決策の報告が必要だと考えます。そして、市井の学会会員の地味な「歴史的建築物」への取り組みも取り上げて欲しいです。特集で使われた「歴史的建造物」の語句は対象範囲が広く、わかりにくいです。

11月5日の判決文に戻ります。

「木造天守復元は価値がある。名古屋市が成果品（330枚、「基本設計説明書」の表紙と目次、復元原案32枚以外は全て黒塗り）を検査して、基本設計業務が果たされたと認めたのだから、成果品に基本設計図のタイトルがなくても、黒塗りの基本設計説明書の中にあるのであろう。契約で市が求めたものが欠品されていても、名古屋市の行政の裁量の範囲である。」でした。

訴文は「基本設計業務が果たされていないのに、設計料の支払いは不当だ。」であり、木造天守反対は、原告の名「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」にしかないのですが、裁判官から「木造天守復元は価値がある」と言われてしまい、上告文に困っています。河村市長の「面白い」との思いつきからの天守木造化事業であり、これは名古屋市民の恥ですので、日本建築学会に助けを求めるようなことはありませんが、学会が安直に「史跡の上の復元」を教宣しないように願います。復元には多くの問題があります。

AIによるバーチャルリアリティ、巨大模型、博物館展示など、「史跡」の価値を知らしめる道具、装置は幾つもあります。

指摘の2

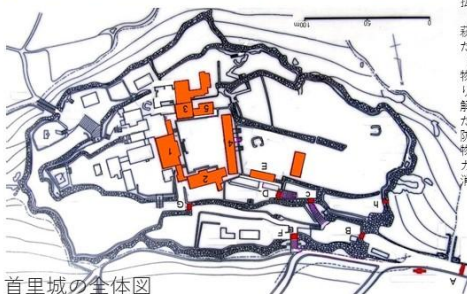
提案の2

首里城を「建築雑誌」で是非とも特集してください。建築雑誌11月号28ページで海野さんは「首里城の焼失により復元建物の消失により復元建物が地域の核となっていたことが再認識され、復元に批判的であった人たちが考え直すきっかけとなりました。文化遺産をとりまく状況は日々変化し、岐路に立っている。」と、発言しています。焼失した建物がどのようにまた建てられていくのか。海野さんの言う「文化遺産」がどんなものか。掲載は来年の今頃になるのでしょうか、学会会員にも興味ある特集になると思います。

「復元に批判」は、「建築雑誌」の記事ではなかったと思います。30年に渡って「建築雑誌」を読み流していますが首里城復元の記憶はないです。「復元」では平城宮の大極殿の設計を担当された方が「100年後の国宝を目指して復元した」と長文を書かれただけの記憶です。2004年に東大の宮上先生が大洲城を建築基準法3条1項4号で法適用除外として復元されたことが、当時の建築界ではずいぶんに話題になった記憶があります。

私は木造天守反対運動をしていましたので名古屋城木造天守と比較して、熊本城で地震に対して、首里城で火事に対して多くの質問を受けましたが、質問された方は、どちらもコンクリートで作られたこと（首里城正殿は木造）を知りませんでした。

首里城は琉球王国14世紀～19世紀の往時の姿の復元ですので、地域の核なのでしょうが、首里城や平城京を作る事に国民的な議論はなく、国民の多くが「できてからその存在に気づき、燃えたからさあ～大変だ。」というのでは、「文化遺産は岐路に立っている。」は、海野さんのマッチポンプとなります。それより、荻野さん、田代さんの論考にあるように、熊本城も含めて「史跡を観光の為のテーマパークにするな。」が復元への批判であると思います。素人は復元されたもののオーセンティシティなどわかりません。しかし「建築雑誌」はプロ向けですので、ここにもこだわって特集を組んで欲しいです。



首里城の全体図

1-正殿 2-北殿 3-南殿 4-奉神門 5-番所 A-守礼門
B-歓会門 C-瑞泉門 D-漏刻門 E-広福門 F-久慶門
G-右掖門 H-木曳門

2019年（令和元年）10月31日未明

本造3階建ての正殿と、コンクリート造であり外観木造建築の南殿、北殿が全焼し、計7棟の建物、延べ4800㎡が焼れた。

正殿1階において、あくる日のイベントの準備で繋がれた延長コードが変化しており、そこからの漏電が有力な出火原因だと推定されるが、原因不明とされた。

感知器は作動したが、消防隊が10分後に到着しても、既にフラッシュオーバーしており、消火活動をおこなったが、周りに延焼し、正殿は一時間後に崩壊した。初期消火の為のドレンチャーは機能し、放水銃も4基あったが、設置されていた消防用タンクの用水約79トンは10数分余りで払尽した。

森生田文科大臣は「首里城の火災で焼失した建物は復元されたもので、国宝や重要文化財に指定されておらず、文化庁の「防火対策ガイドライン」の対象になっていない。復元建物は、文化財の保存や活用にとって、重要な施設と考えており、しっかり防火対策を講じていきたい」と述べ、国民の誤解「スプリンクラーさえあれば燃えなかっただろうに、もったいない」に乗り、「復元においては、国宝、重要文化財の防火対策ガイドラインに基づき対策をせよ」とく歴史的建造物の基準に書き加える愚行を行った。「復元の整備」レプリカなのだから、容易にスプリンクラー設置も可能だったが、消防法に照らし要らないとしていただけの事であったのだ。

史料における復元の整備（外観は復元し、内部を現代的な利用としている事例）

番号	史料等の名称	所在地	整備建物	具体的内容	建設年	事業名	備考
1	新橋停車場跡	東京都港区	駅舎	＜歴史的建造物の基準＞のその他の外観復元 内部は現代の駅舎として「復元的整備」として「史跡」扱いが作られ、観光用だ。			
2	高山陣屋跡	岐阜県高山市	陣屋建物				
3	山中陣屋跡	静岡県三島市	兵隊屋敷等				
4	名古屋城跡	愛知県名古屋市中区	西之丸本丸				
14	首里城跡	沖縄県那覇市	南殿・北殿 真金御殿・番所	R6造（外観木造）、資料展示・ガイダンス、売店 R6造（外観木造）、展示・イベント用多目的室	1992 2014	沖縄総合事務局 沖縄総合事務局	

（参考）R6造天守（若松城跡その他）等も、R6造による外観整備、内部は展示等施設として利用されている。



首里城、焼失！

●「復元」歴史的建造物が、「本物の文化財と同等である」との誤解を国民に与える発言であった。河村名古屋市長と同じ狂っている森生田大臣なのだ。

●国宝、重要文化財にスプリンクラーをつけようという「防火対策ガイドライン」はない。スプリンクラーを吹き掛け対策とするなら、「命を守る」防火区画とセットにしないといけない。消火設備は「燃えたらもったいない」の高にあるものではない。

●スプリンクラーは初期消火設備であり、フラッシュオーバー後には効かない。非常電源も水タンクも有限である。

●文化財同等の木造復元としたなら、イベントを内部で行ってはいけない。文化財に火元を持ち込むのは厳禁である。

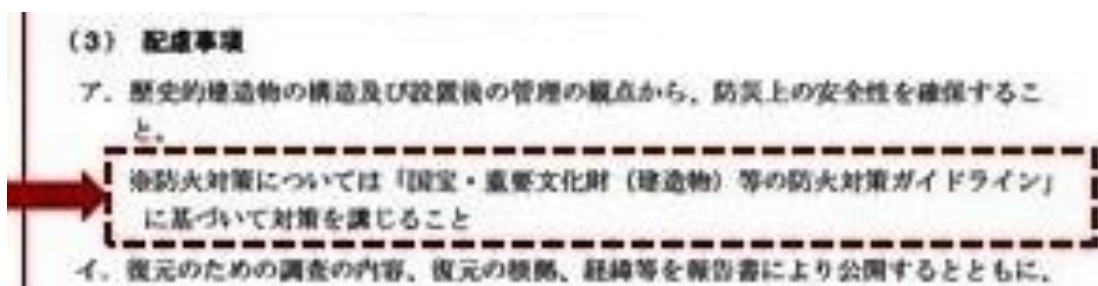
首里城の特集にあたって、今、私が気になる事を箇条書きしておきます。

気になる事の①

ノートルダム大聖堂と首里城の共通点は、「仮設電気からの漏電」が火事の原因である事です。「歴史的建造物の復元」ならば、そこをイベントの舞台にははいけません。宗教儀式で用いる火では火災を起こしていません。法隆寺金堂の火災も電気からでした。

気になる事の②

萩生田文科大臣は「首里城の火災で焼失した建物は復元されたもので、国宝や重要文化財に指定されておらず、文化庁の「防火対策ガイドライン」の対象になっていない。復元建造物は、文化財の保存や活用にとって、重要な施設と考えており、しっかり防火対策を講じていきたい」と述べ、国民の誤解「スプリンクラーさえあれば燃えなかつただろうに、もったいない」に乗り、「復元においては、国宝、重要文化財の防火対策ガイドラインに基づき対策をせよ」と「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準：令和2年4月17日改訂」に書き加える愚を行いました。



首里城は「復元的整備」基準によるレプリカ、現代建築なのですから、容易にスプリンクラー設置も技術的、資金的に可能だったのですが、消防法に照らし放水銃をもうけ、スプリンクラーは要らないとしていただけの事です。

文科省の大臣がこのような内規で、国交省の建築基準法、バリアフリー法、総務省消防庁の消防法を守らなくてよいとしたのは、首里城の観光に来られる方の命より、文化庁が「史跡の上に歴史的建造物を復元」したい事の方を優先させたのでしょう。

国宝、重要文化財の法適用除外は、法に合わせると国宝、重要文化財の価値を著しく損なうからであり、その為に国交省と消防庁で防火対策ガイドラインを作成したのです。大臣の話は逆です。スプリンクラー設置事例は姫路城以外ありません。貯水槽、ポンプ、配管と大事になりますが、スプリンクラーは初期消火の設備であり、フラッシュオーバーに至った火事には無力です。

建築基準法3条一項4号 第1号に掲げる建築物（国宝・重要文化財）又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの。

気になる事の③

文化庁は、2020年4月17日に「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」のタイトルはそのまま、2015年3月制定の内容「Ⅰ：復元」はそのまま残して従来からあった「Ⅱ：復元的整備」の内容を拡張しました。(別紙参照)



「Ⅱ：復元的整備」とは、<史跡の「保存活用計画または整備基本計画」を定めてあれば、復元に不明確なところがあっても、また、利活用（観光とは文化庁は書かない）の観点から意匠・構造を変更しても、明記してあればよい。>です。

今までも、「復元的整備」として首里城はコンクリート造ですし、名古屋城米蔵は鉄骨造であったのですが、名古屋市長・河村たかし の如く「文化庁が言っとる。史実に忠実な木造天守の復元だ。ホンモノだ。」では、観光客の命と健康、市民の財産、身障者の人権が守られないので、エレベーターがあっても、見た目は木造ですが実は耐火の鉄骨造でも「史跡の上に建てて良い。」としたのでした。

文化庁は河村市長へのハシゴく史実に忠実な復元をを外しました。文化庁の6月見解「鉄筋コンクリート造の天守等の老朽化について」と合わせ、河村市長の「木造天守復元(案)」は消えました。この間、実に5年を要しています。

この「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」の文言では「復元」と「復元的整備」の境界が実に曖昧です。よほど小型な建築では「復元」もありかもしれませんが、レプリカは現代建築ですので、現代の法に合わせて「復元的整備」にならざるを得ません。

また、日本建築学会には日本建築史小委員会があり、長く「復元的研究」の積み重ねを行い、オーセンティシティ＝真実性の追及がありました。しかしこの「復元的整備」の基準では、文化庁のいう「史跡の本質的価値＝往時の姿を実体験できる。」を旗印に、地方行政は史跡を観光に使う為に＜まがい物造り＞に走る事になりはしないか。日本の建築文化が歪められるぞ！と私は文化庁にお手紙をしました。(別紙参照)

名古屋市の天守木造化事業の推進、名古屋城の管理は、教育委員会でなく観光文化交流局です。住宅都市局、消防局もタッチせず、天守の木造復元をしたい有識者を集めての木造天守(案)ですので、天守閣木造化事業は実際にも進んでいません。

指摘の4

海野さんの「歴史的建造物」の定義については、かつて読んだ彼の著書の中で「奈良には、法隆寺・東大寺など、歴史的建造物が多くある。」と書かれており、私は「第一級の国宝なのだから、歴史建造物（Historic Building）として」を入れるなくても良いのではないか。」とっていました。

海野聡（うんの・さとし）

東京大学工学系研究科建築学専攻准教授／1983年生まれ。東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程中退。博士（工学）。日本建築史。2011年日本建築学会奨励賞・2017年第5回古代歴史文化賞優秀作品賞受賞など。主要著書に『古建築を復元する』『建物が語る日本の歴史』（いずれも吉川弘文館）など



今回は、3ページにくず組みにとらわれない歴史的建造物も多く存在する（以下、未指定文化財とする）とあり、重要伝統的建造物群保存地区エリアの中で、重要文化財どころか、登録有形文化財にも指定されていないレベルの建造物であるが、その地に歴史を背負って今も現存する建造物も「歴史的建造物」と呼ぶとしており、法隆寺から昭和の町屋まで大変範囲の広いものと理解しました。

指摘の5

1975年から「重要伝統的建造物保存地区」いわゆる「町並み保存」が始まったのですが、事例としてある明日香村、宿根木、直島は、プロの参画があつてのことであり、荻野さんの「過疎化に伴い、地方都市を中心として、シャッター商店街や空き家が増大している。」のを「文化遺産は、こうした状態に新たな意味を付与し、地域に新たな物語を提供することで、地域社会を安定させることに資するであろう。」とは簡単に結べないでしょう。突然裏山が「世界遺産」になり、人が多く来る事に住人が驚くは笑えませんでした。

私の近くにある全国初の指定を受けた妻籠宿は、東大の太田先生をはじめ「明治元年の姿に戻す」と意気込みが大変強く、1971年に「妻籠宿住民憲章」で「売らない、貸さない、こわさない」が自主的に決められました。あれから半世紀を経て世代は2代替わり、増改築された村にはもはや山の生活は当然なく、広い駐車場に観光バスが並び、街道は、単に買い食い通りと化しています。世界遺産の白川郷も観光に特化しました。どちらも、村の周りの「自然遺産の保存」が観光の要です。名古屋市有松のような町を「重要伝統的建造物保存地区」として観光に生かすのは無理がありましょう。

学生も含めて「保存修景計画」に日本建築学会がどう関わってきたのか知りたいです。

づけられることで、地域住民にとっての新たな中心となり、旧宅を中心とする場所の同一性が構築されているのである。

今日、過疎化に伴い、地方都市を中心にして、シャッター商店街や空き家が増加している。これらを放置しておくことは、地域にとって望ましいことではない。なぜなら、そこには、何ら意味づけされ

荻野昌弘（おぎの・まさひろ）

関西学院大学社会学部教授／1957年生まれ。パリ第7大学大学院修了。博士（社会学）。専攻は社会学。主著にFissures (De la Villette, 1998)、『文化遺産の社会学』（新曜社、2002）



指摘の6

1970年頃から「文化遺産」が使われて、文化遺産研究（heritage studies）という学問領域があるとは、松田さんの論考で初めて知りました。

文化遺産の定義は松田さんが行っているものでそうなのでしょう。

しかし、「歴史的建造物」が、「歴史的な建造物、歴史風の建造物であれば建築文化遺産になりうる。」であり、2018年竣工、コンクリートで復元の「尼崎城天守は建築文化遺産と言わざるを得ない。」と書かれています。じゃ、「遺産」の持つ意味

は？と私はなりますが、とにかく海野さんの「首里城は文化遺産」とは呼応しています。

私たちも、歴史性の薄い60年前に建てられたコンクリート造の名古屋城天守の「有形文化財登録を求める会」ですので、「文化遺産と歴史学は根本的に異なるメカニズムで動いている。」のは理解しますが、なにか、怪しい！

彼は、文化審議会正会員とありますが、文化審議会は2017年12月に「史跡における復元建物は史跡の本質的価値を構成するものでない。」と言っています。

●「復元建物の在り方を調査検討せよ。」文化審議会 ●「史跡における復元の在り方について（取りまとめ）

2017年12月8日

文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）（平成29年12月8日文化審議会）（抄）

V. その他推進すべき施策

3. 文化財の魅力の発信強化と先端技術との連携

文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの人の参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。

史跡における復元建物は、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。例えば史跡に存在する鉄筋コンクリート造天守の強度の問題や、天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。

松田陽（まつだ・あきら）

東京大学大学院人文社会系研究科准教授／1975年生まれ。東京大学文学部卒業。東京大学およびUniverstiy College Londonの大学院修了。Ph.D.。専門は文化遺産研究、文化資源学。文化審議会正会員



つまるところ、建築文化遺産は古くなくてもよいのだ。その建物が「歴史的」だと社会が感じることは必要だが、そこに厳密な歴史学的根拠は必ずしも要らない。言い換えれば、「歴史的建造物」でなくとも「歴史的な」建造物、さらに言えば「歴史風の」建造物であれば、建築文化遺産になりえる。もちろん、社会が厳密な歴史学的根拠を欲することもあるし、実際にそうなるように歴史家たちは働きかけていくだろうが、文化遺産と歴史学は根本的には異なるメカニズムで動いている。

2019年8月 ワーキンググループ

はじめに 「史跡等における歴史的建造物の再現」の意義

主時の歴史的建造物が失われ、大地に遺された遺構のみとなっている史跡等においては、その本質的価値が理解されにくく、歴史像が描かれづらい場合がある。

そのような史跡等において、歴史的建造物を適切に復元することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるものである。

多種多様な史跡等（近世城郭等）は重要な文化資源であり、効果的に再現することにより、歴史と文化の資源を活かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながる。

平成29年に出された文化審議会第一次答申においても、

「文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。」

「史跡における復元建物は…（中略）…その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。」

そこで文化庁次官が集めた「史跡等における

歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」の「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）2019年8月」を見ると、天守はタイトルだけで、全くコンクリート天守に触れることなく、2020年4月17日に文化庁文化審議会文化財分科会会長島谷弘幸氏が出した従来の「復元」に「復元的整備」加えた新たな「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」の下書きなのでした。あきれたことに、2017年12月8日の文化庁審議会から第一次答申の文を引用していますが、「史跡における復元建物は史跡の本質的価値を構成するものでない。」のところは・・・（中略）・・・としています。こんな

バカな事をするのは役人だと、ワーキンググループの議事概要を読みました。(別紙参照)

先生方は「史跡の本質的価値は史跡の上の復元しかないのか」「世界遺産の奈良宣言は史跡の上の復元を勧めるものでない。」「城を復元する前に、城下町の誇りを示すまちづくりが出来ているのか。城は城下町と共にある。」と、役人の進め方に反発していますが、4回目、5回目、6回目と役人が勝手に作文をしていきます。名古屋市天守閣部会を操り、「法同等の安全」を破った観光文化交流局と同じです。

なるほど、「建築雑誌」11月号特集「建築文化遺産」は、海野さんと松田さんが文化庁の意向「史跡の上に歴史的建造物をドンドン新築する。」を受けて作られているのです。

●当代一流の学者を集めても、役人が言うがままでは意味なし。

●ワーキンググループの検討内容を追った。

史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ委員名簿

第1回 2018年11月19日

第2回 2018年12月27日

第3回 2019年1月28日「復元的整備」の実例

第4回 2019年4月8日

第5回 2019年5月13日

第6回 2019年7月29日コンクリート造天守の実例

2019年8月 天守等の復元の在り方について(取りまとめ)に「復元」「復元的整備」「適切と言えない再現」とあるが、コンクリート造天守の老朽化対策は間に合っていない。

第7回 2019年1月28日コンクリート造天守に意見

		(50音順・敬称略)	◎座長
稲葉 信子	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授	世界遺産	
北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部 教授	考古学	
木村 勉	長岡造形大学名誉教授	文化財保存	
清水 重敏	京都工芸繊維大学 教授	元・奈良文化財研究所	
畑中 重光	三重大学工学研究科 教授	コンクリート工学	
広瀬 和雄	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古学	
◎ 藤井 恵介	東京大学名誉教授	建築史学	
吉田 ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際研究院 教授	近世歴史学	

国の「観光立国」宣言が日本建築学会にも及んでいるのは、首相の「学術会議の7人の任命拒否」からもそうなのでしょう。座長を務めた東大の藤井さんをもってしても、「復元」に「復元的整備」を足す役人のストーリーには歯向かえなかったのだと思いました。

文化経済戦略	目次
	(頁)
I 基本認識	1
II 戦略策定の経緯	2
文化政策の動向	
経済社会の現状と文化芸術とのシナジーの可能性	
III 国家戦略の策定・実行	4
IV 文化経済戦略が目指す姿	5
V 基本となる「6つの視点」	7
1. 未来を担った文化財の若くは継承と新たな発展	
2. 文化への関心が持続的に高まる社会づくり	
3. 文化経済戦略を推進する体制の構築	
4. 文化財の活用・振興を促進する仕組みの構築	
5. 文化経済戦略を推進する民間団体・多様な主体の連携	
6. 2020年を契機とした世界に開かれた文化・芸術の振興	
VI 推進すべき「5つの重点戦略」	14
1. 文化芸術振興(文化財)の推進	
2. 文化芸術振興(文化財)の活用	
3. 文化経済戦略の推進	
4. 国際交流・連携の推進	
5. 経済圏への波及、新たな産業・雇用創出の促進	
6. 文化経済戦略の推進体制の強化	
VII 戦略の推進と評価の促進	34

そこで、2017年12月「文化経済戦略」を引っ張り出してみると、作成は内閣官房とあります。文化庁役人ではこれは書けません。

名古屋城の木造天守はとっくに立ち行かないのですが、名古屋市は内閣官房の手前「諦めた」とは言えないのでしょうか。国交省中部整備局もダンマリです。

日本建築学会の中で文化庁に寄り添うことは日本建築史小委員会ぐらいであり、学会全体としては、ムリクリの文化庁の「史跡の上の復元」を、国交省と息を合わせて健全化を図るべきだと私は考え国交省定義の「歴史的建築物」の説明を提案しました。

指摘の 7

田代さんの論考は文化財保護法と観光を、政府の公文書から解きほぐし、限られた文字数の中で世界遺産のオーセンティシテイに紙面をさき、結語の「文化財保護法は、日本独自の建築文化遺産保存の歴史に依拠したものであるが、政府の政策はグローバルな流れに影響をうけてきた。国際社会の中で日本の位置づけを認識しつつ、保存優先から軸足を移すのでなく、軸足を置いたまま保存のための活用をするために観光をうまく利用する方策を求められている。」は鋭い。巻末の海野さんの「特集のその先に」より、日本建築学会のこれからの活動に資する論考だと思いました。しかし、とても読みにくいです。この論考の前段〈政府の公文書〉を知っていないと、読者にはわからなくこの論考はすっ飛ばされましよう。

田代亜紀子 (たしろ・あきこ)

北海道大学メディア・コミュニケーション研究院・准教授／1975年生まれ。上智大学大学院博士後期課程単位取得満期退学。博士(地域研究)。東南アジア地域研究、観光、文化遺産国際協力。共著に『アンコール・ワットを読む』(共著・連合出版、2005年)ほか



今年 2020 年 5 月に文化庁は「文化観光振興法」を文化財保護法の改定に続き出した、と書かれていますが、その地域指定は、国交省が策定した 2008 年通称：歴史まちづくり法での地域指定とは別であり、これからヨーイドンと始めるのであり、官庁のタテ割り意識むき出しの法であると思われます。そこまでは解説されていません。

名古屋城木造天守事業の為に、名古屋市は文化と観光を一緒くたにした観光文化交流局を作りましたが、観光という産業と、文化財の保護とは相反するものです。近くの徳川美術館は源氏物語絵巻を所持していますがなにより保存が最優先です。しかし、誇りをもって文化を知らしめるに、そのレプリカを作りました。史跡という場所の限定がないので容易です。

しかし、史跡としての名古屋城の保存と、観光の為に史跡の上にコンクリート製のレプリカを作るのは相反します。昭和 34 年だから出来た現天守であり、もう作れません。

首里城は、がけ地故にコンクリートの使用は必ずでしたが、それは史跡破壊を行ったことになります。特集「首里城」では、是非取り上げてもらいたいところです。

彼女は書きます。「ユネスコを中心とした国際社会の支援が活性化し、タイやインドネシアでは国家開発計画として、スコータイやボロブドールなどの遺跡を中心に文化遺産保存と国際観光を推進してきた。しかしながら、政府主導のかつ観光客目線でのこうした保存政策は、地域の社会的文脈から遺跡を切り離し、公園化することで、観光のみを遺跡の活用に限定し、持続できない活用と地域との隔絶を生み出した。」と。

これは、私が最初に指摘した観光地の妻籠宿、白川郷から、公園とした平城京、首里城と、日本でも同じであると思います。彼女はあえて外国の事例にしたのでしょう。地域に根差した文化を「建築文化遺産」とし「観光」で「文化」を消して良いわけはありません。

指摘の8

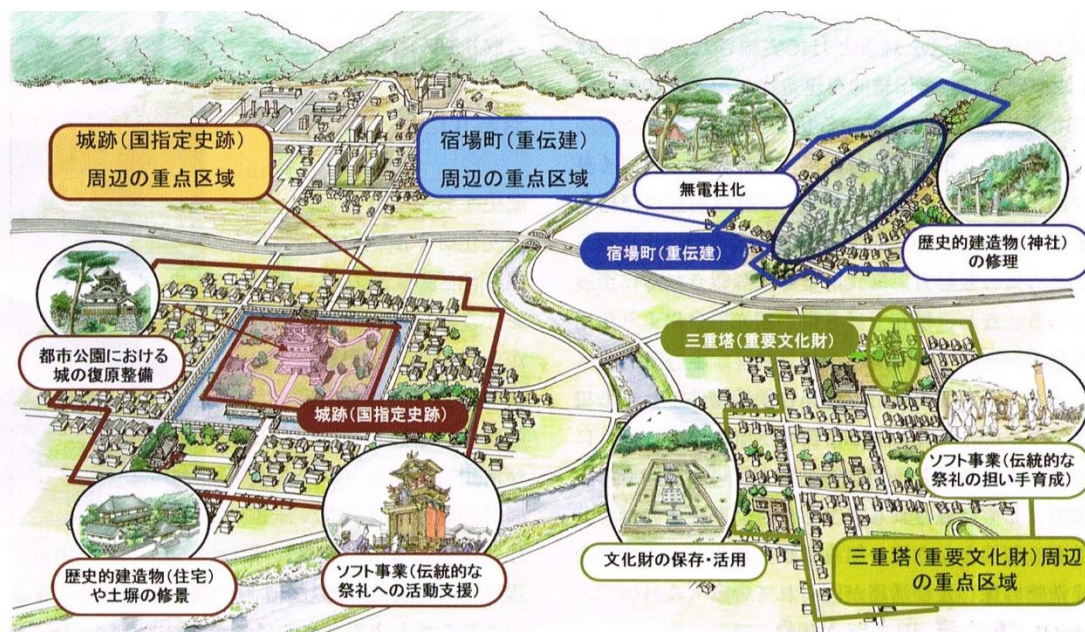
国交省の「歴史的風致形成建造物制度」では、「歴史的建造物」の語句が2008年の通称：歴史まちづくり法以来使われてきた。

石川啓貴（いしかわ・ひろたか）

国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室課長補佐／1985年生まれ。東京農工大学農学部地域生態システム学科卒業。2020年4月より現職



図2-1 歴史まちづくり計画のイメージ



松江市の成功例が紹介されています。法制定から8年を経た2016年に島根県松江市は「歴史的建造物の登録制度」を作り、1000件の調査をして、13件の建物所有者と登録・10年間の保全契約をし、7件の修繕・改修に対する助成が行われています。国交省から「歴史的建築物と建築基準法」が2017年3月に出ているので、修繕・改修にあたっては、法的な「既存訴求」は、「歴史的建築物」として処理されたのですが、それらへの人材、資金の投入状況までは書かれておらず、残念です。

この歴史まちづくり計画は「伝統的建造物群保存地区」「重要文化財」のように強い規制を伴うものでないのですが、核となる「登録有形文化財」相当の建築が今ものこる<歴史まち>であることが必要とあります。

2019年度末現在、国交省は全国で1272件の歴史まちづくり計画を受け付け、その内575件に「歴史的風致形成建造物」の指定をしています。これらに改めて日本建築学会が「建築文化遺産」という名称を与えることによって、より人材、資金が集めやすくなるのでしょうか。建築物の指定手順、助成金の内容が書かれていないので、制度を身近に感じません。ほとんどの学会会員にとって「ああ、そんなのあるのね。でも、私には関係ない。」ではないでしょうか。建築産業の市場としては、修繕・改修は取るに足らない金額ですが、「建築文化」の為に、学会会員に興味を持ってもらうような論考の展開を願うところです。

日本建築学会では、「歴史的建造物保存制度 WG」「歴史的建築データベース」と、「造」も「築」もあります。

国交省ベースで作られたのですが、このところ、内閣官房・文化庁の「文化経済戦略」からの圧力は大変強いです。GO TO トラベルでよくわかりました。日本の地方はもはや、一次産業でなく「観光」で生きているようです。

文化庁の「文化遺産を観光に生かせ」から監獄をホテルするなど、人材・資金の投入が大きい物件もこれから出現してくるのでしょう。日本が世界で生き残るに「ものづくり」から「観光」に転換しないといけないならば、イタリアの観光都市化がそうであるように、「観光」は日本建築学会の「建築文化」の主流分野となるのかもしれませんが。ミラノは産業都市のイメージが強かったのですが、訪れてみるとローマ時代からの遺構が大変整備されており、そこにガラス建築をからませて、「観光」からの収入にも大きく依存していました。

11月号特集「建築文化遺産」でも「観光」が書かれていますが、「文化」のくくりが大きく各人がそれぞれに「歴史的建造物」の語句をつかって焦点がぼけてしまっています。文化庁はこの5月に「文化観光振興法」を作り、「文化」と「観光」をごっちゃにしています。日本建築史小委員会で考えるには、もはやこのテーマ「文化観光」は大きすぎます。

指摘の9

小林さんの結語は「実践をしていただくことが後世の歴史的建造物を継承していくことになる。」ですが、腰原さんと同じく、お二人は「国宝、重要文化財」の指定を受けた文化財建造物の修繕・改修について書かれています。論考の内容は、現実にはその任にあたった方ならではの素晴らしいものですが、「史跡の上の歴史的建造物の復元」ではありません。他の論考も読んで「歴史的建造物の復元」は、海野さんと松田さんしか書かれていません。巻頭の言葉「ノートルダム大聖堂と首里城の火災」「両文化遺産の復興のための多くの寄付」が、11月号全体を見誤らせています。

小林さんは、注に5つあげていますが、こ

腰原幹雄（こしはら みきお）

東京大学生産技術研究所教授、NPO法人team Timberize理事長／1968年生まれ。1992年東京大学工学部建築学科卒業。2001年同大学院博士課程修了。博士（工学）。構造設計集団（SDG）、東京大学大学院助手、生産技術研究所准教授を経て、2012年より現職



注

1. 復原や改造などにより現状を変える場合は、根拠資料を整えて「現状変更許可申請書」を提出する。現状変更の許可については、文化庁長官から文化審議会に諮問され、答申を受ける。
2. 年3回行われる文化審議会文化財分科会。審議の時期に工事のタイミングを合わせる必要がある。
3. オリジナルの仕様を無くさなければならない場合、雑な仕事は後世の復原調査につながる。
4. 本稿で取り上げる文化財建造物は、国指定の国宝、重要文化財などである。これらは建築基準法の適用除外（法3条）となっている。
5. 文化財建造物では、建物の価値や修理方針を定めた「保存活用計画」を策定している。事業着手前に作成することで関係者間での共有が図られ、歴史的建造物の価値を損ねない工事内容を決める際に有効である。

小林裕幸（こばやし ひろゆき）

公益財団法人文化財建造物保存技術協会事業部設計室長／1962年生まれ。東洋大学大学院修了。修士。文化財建造物修理。山形県旧県庁舎、備中松山城天守、時国家住宅、表慶館、三河島污水処分場唧筒場施設、世界平和記念聖堂（以上、重要文化財）、国宝旧富岡製糸場西置簾所、名勝池田氏庭園洋館などの修理設計・監理



れが名古屋城問題の全てです。名古屋市は特定行政庁として、史跡における歴史的建造物の復元をする事、それを建築基準法3条の「法適用除外」とすることが出来ますが、それには文化庁審議会の了解が必要です。名古屋城本丸御殿のように文化庁の了解は容易に取れる思っていたのですが、いまだ取れていません。

本丸御殿と違い、作るには価値ある現天守を壊さないといけない事、平屋建ての御殿と違い6階建ての木造天守は、地震・火事に対して「人の命」を守れない事があるのですが、名古屋市はこれらの問題を直視せず、「復元原案」によって文化庁に「現状変更許可申請」を行いました、文化庁は受け付けませんでした。

今も名古屋市は「木造天守事業は進行中」を崩していません。木造天守への寄付金を今も募っています。2022 年末竣工の請負契約をした竹中工務店からは名古屋市が目論む 2028 年竣工の新たな工程表は示されていません。

35 ページに矢野さんは「人づくりが重要だ」とまとめ

①歴史・文化に対する本質的価値を判断し、整理する知識とセンスを持つ②潜在的な価値を判断し、価値を引き出す活用計画ができる③新たな文化的、経済的、機能的価値を生み出す能力を有する④市民と共同する力をもつ⑤コーディネーターとしての調整能力をもつ⑥時代を読み解く能力をもつ⑦常に社会性をもつと、8つの未来への課題をあげました。

これは「公益財団法人 建造物保存技術協会」の方々への話なのでしょう。全国の 575 件の「歴史的風致形成建造物」の指定を受けた建築を、国交省の「歴史的建築物」に基づき「既存訴求」に対応する市井の学会員には難題です。

河村市長の思いつきに、名古屋市観光文化交流局・教育委員会の役人、名古屋市天守閣部会の有識者が「名古屋城天守木造化事業」を担ったのですが、見事に失敗しました。8つ内1つでもあれば、50 億円もの税金の無駄使いをしなくて済んだのですが。

11 月特集「建築文化遺産－未来へのまなざし」を読むに、改めてこの 8つが重要であり、難しく、特集に表現されきれていないと思い書き連ねてきました。最後までお読み下さり、ありがとうございました。

高橋和生 Kazuo TAKAHASHI

デザインオフィス タック Design Office TAK

takahashi@pontak.jp

〒461-0023 名古屋市東区徳川町 1301-302

tel&fax Japan 052-508-8659

Mobile phone 080-7079-4109

<https://sites.google.com/site/designofficetak/home>

<https://www.facebook.com/kazuo.takahashi.545>